

令和6年2月20日

保護者の皆様

北区立十条富士見中学校

校長 守谷 暢明

生活の決まりの見直しについて

余寒の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのことと存じます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、本校では、昨年の11月に校則検討会議を開催し、生活の決まりの見直しを実施しました。校則検討会議では、教員の意見だけではなく、生徒会本部役員や保護者代表の方々と協議をしながら見直しを進めました。その際に、以下の5つの視点を基に協議を進めました。

- 1 時代錯誤の決まりになっていないか。
- 2 健康上の問題を生じさせることはないか。
- 3 理由を説明できないものはないか。
- 4 性の多様性を尊重できないものになっていないか。
- 5 人によって解釈が異なるような曖昧な表現のものはないか。

協議の結果、以下の内容（セーター類・頭髪）について令和6年4月より変更いたしますのでお知らせします。ご理解とご協力をお願いいたします。

セーター類	<p>○冬季に着用しても良い。 ○色は黒・紺・灰色とする。</p> <p>※セーター類は防寒着であることを指導しています。</p>	<p>形状の制限がなくなります。カーディガン、ベストタイプのセーターも可となります。</p>
頭髪	<p>○地域や社会で生活する社会人の基礎を培う上で（高校入試や就職等も踏まえて）、清潔感のある頭髪にする。</p> <ul style="list-style-type: none">・染色、脱色、パーマ、特殊なカット等による、特異な頭髪にしない。・整髪料は使わない。・<u>髪が肩に届く場合は、給食・儀式・各教員から指示が出たときには編むかまとめるものとする。</u>・<u>ゴムやヘアピンは飾りのついていないものとする。</u>	

※ 変更点・留意点を赤字で示しています。